

荒川（下流域）流域治水協議会 規約

（設置）

第1条 「荒川（下流域）流域治水協議会」（以下、「協議会」という。）を設置する。

（目的）

第2条 本協議会は、令和元年東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、荒川流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

（協議会の構成）

第3条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

3 事務局は、構成員の同意を得て、別表1の職にある以外の者（学識経験者等）に対し、協議会に出席を求めることができる。

（協議会及び幹事会の実施事項）

第4条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

1 荒川（下流域）流域で行う流域治水の全体像を共有・検討。

2 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む「流域治水プロジェクト」の策定と公表。

3 「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ。

4 その他、流域治水に関して必要な事項。

（幹事会の構成）

第5条 協議会の円滑な運営のため、協議会に幹事会を置く。

2 幹事会は、別表2の職にある者をもって構成する。

3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

4 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、流域治水等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。

5 事務局は、構成員の同意を得て、別表2の職にある以外の者（学識経験者等）に対し、幹事会に出席を求めることができる。

（会議の公開）

第6条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

2 幹事会は原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

（協議会資料等の公表）

第7条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第8条 協議会等の事務局は、国土交通省北陸地方整備局羽越河川国道事務所調査課に置く。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第10条 本規約は、令和2年9月24日から施行する。

令和3年1月21日 北陸農政局地方参事官、北陸地方整備局飯豊山系砂防事務所長、国立研究開発法人森林研究・整備機構森林整備センター新潟水源林整備事務所長を加盟。幹事に北陸農政局農村振興部設計課長、国立研究開発法人森林研究・整備機構森林整備センター新潟水源林整備事務所主幹、北陸地方整備局飯豊山系砂防事務所調査課長を加盟。

別表1及び別表2を改正

令和3年2月24日 関東森林管理局下越森林管理署村上支署長、荒川沿岸土地改良区理事長を加盟。幹事に関東森林管理局越森林管理署村上支署総括治山技術官、荒川沿岸土地改良区荒川頭首工管理所長を加盟。

別表1及び別表2を改正

別表1 協議会構成員

機 関 名	構 成 員 名
北陸農政局	地方参事官
関東森林管理局 下越森林管理署 村上支署	支署長
北陸地方整備局 羽越河川国道事務所	所 長
〃 飯豊山系砂防事務所	所 長
国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林整備センター 新潟水源林整備事務所	所 長
新潟県 村上地域振興局 地域整備部	部 長
〃 農林振興部	部 長
新潟県 新発田地域振興局 地域整備部	部 長
村 上 市	市 長
胎 内 市	市 長
関 川 村	村 長
荒川水力電気(株)関川事業所	所 長
赤芝水力発電(株)	代表取締役
東北電力(株)新潟発電技術センター	所 長
荒川沿岸土地改良区	理事長

別表2 幹事会構成員

機 関 名	構 成 員 名
北陸農政局 農村振興部	設計課長
関東森林管理局 下越森林管理署 村上支署	総括治山技術官
北陸地方整備局 羽越河川国道事務所	副所長
〃 飯豊山系砂防事務所	調査課長
国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林整備センター 新潟水源林整備事務所	主 幹
新潟県 村上地域振興局 地域整備部	治水・港湾課長
〃 農林振興部	農村計画課長
新潟県 新発田地域振興局 地域整備部	計画調整課長
村 上 市	総務課長
〃	上下水道課長
〃	建設課長
〃	農林水産課長
胎 内 市	総務課長
〃	上下水道課長
〃	地域整備課長
〃	農林水産課長
関 川 村	総務政策課長
〃	建設課長
〃	農林課長
荒川水力電気(株) 関川事業所	副所長
赤芝水力発電(株) 赤芝発電所	所 長
東北電力(株)新潟発電技術センター	土木課長
荒川沿岸土地改良区	荒川頭首工管理所長